

○国土交通省告示第307号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年3月22日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道153号改築工事（足助バイパス・愛知県東加茂郡足助町大字足助字狭石地内から同町大字越田和字羽根地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛知県東加茂郡足助町大字足助字狭石、字細洞、字三本松、字落合、字中根、字引陣、字石橋、字城山、字沢ノ上、字蛇石、字沢ノ尻及び字木タ橋並びに大字越田和字芳田、字前田、字西洞及び字羽根地内
- 2 使用の部分 愛知県東加茂郡足助町大字足助字落合、字木伐道、字鐘突、字御所山、字後山、字中根、字城山、字岩崎、字沢ノ上及び字蛇石並びに大字越田和字前田及び字西洞地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県東加茂郡足助町大字足助字成瀬地内から同町大字豊岡字日向地内までの延長約4.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道153号改築工事（足助バイパス）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道153号改築工事（足助バイパス）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工に伴う附帯工事として行う仮設道路設置工事については、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道153号は、愛知県名古屋市を起点とし、豊田市、東加茂郡足助町、長野県飯田市等を経て塩尻市に至る、名古屋都市圏と長野県中南信地域とを結ぶ延長約220kmの重要な幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道153号（以下「現道」という。）は、足助町における唯一の幹線道路であることから、地域住民の日常生活等による利用が集中し、秋の観光シーズンにおいては、紅葉の名所である香嵐渓を目的地とする観光客の利用が多い。また、名古屋都市圏と長野県中南信地域の間を通過する高速自動車国道中央自動車道西宮線（以下「西宮線」という。）において、恵那山トンネルが道路法第46条第3項の規定による危険物積載車両の通行規制区間となっていること等から、当該車両等が西宮線を迂回して現道のある足助市街地に流入し、通過交通と地域内交通がふくそうしている状況にある。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）に定める最小曲線半径を満足しない箇所が16箇所あり、縦断勾配が5%を超える区間が延長約1.0km連続している上、通行規制区間が延長約1.8kmにわたって指定された2車線の道路であり、幹線道路としての機能が低下している。また、足助市街地において現道は児童の通学路となっているが、道路幅員が狭小で歩道の整備も十分でないにもかかわらず、上記のとおり危険物積載車両等が流入していることから、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

本件事業の完成により、線形が良好であり、通行規制区間のない道路が整備され、本件区間において通過交通と地域内交通が分離されることから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、平成16年10月に起業者は任意に環境影響評価を実施している。その結果は、騒音について一部環境基準を超える値がみられるものの要請限度は満足している。基準超過地点の近傍には影響を受ける民家が存在しないことから、起業者は必要に応じて路面の改善等を検討することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形良好な道路の整備を主目的とし、構造令第3種第2級の規格に基づく2車線のバイパス道路を建設（一部現道改良）する事業であり、本件事業の事業計画は、構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、バイパス1案（申請案）のほか、申請案と同様にバイパス方式（一部現道改良）で施行するバイパス2案及び現道改良案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、通過交通と地域内交通とを分離することが可能であること、トンネル工事の工期は長期になるものの急傾斜地崩壊危険区域をトンネルで通過するため安全性が高いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、線形が不良であるにもかかわらず、危険物積載車両等が流入している上、一部通行規制区間に指定されているなど、安全かつ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に線形が良好であり、通行規制区間のない道路を整備し、本件区間における通過交通と地域内交通とを分離する必要があると認められる。

また、足助町長を長とする国道153号足助バイパス建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に対する要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合

理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛知県東加茂郡足助町役場建設課